

特集
里地
～原風景を守り育てる～

Special Features
Rural land
Protecting and Nurturing Natural Scenery

里地と人・都市をつなぐ 里地モデル
Rural land model linking rural land
with people and cities

都市近郊の里地保全

急ごう、里山を残す社会の構築

足立圭子

ADACHI Keiko

おおたかの森トラスト/代表



1—人が作った武蔵野の平地林

埼玉県所沢市・狭山市・川越市・入間市・三芳町・大井町に広がる武蔵野台地は、首都圏30km圏にありながら、緑豊かな里山が広がっている。かつては見渡す限りの平坦地で、火山灰と砂礫が堆積した非常に水はけの良い土地で、冬は空っ風、春先には空が赤くなるほどの土嵐が舞いススキが生い茂る荒地であった。

1650年頃から原野を畑に変える新田開発が100年の歳月を費やして行われた。一戸の面積がおよそ5ha、短冊形の敷地には家・畑・山林が配置され、強風対策として畑にはウツギや茶の木が、屋敷にはケヤキ・スギ・ヒノキが防風林として植えられた。また家の南側はシラカシの生垣、山林にはコナラ・クスギを集落でまとめて植えた。その結果、各地に100～200haの平地林がベルト状に誕生した。

当初の作物はヒエ・アワが主であったが、各地に山林が誕生すると畑の周りに植えた茶の木の味も良くなり、茶栽培が発展し、全国でも評判の「味の狭山茶」が生産

されるようになった。また、落ち葉を堆肥にする技術が進歩して、堆肥の熱を利用したサツマイモの苗床づくりが広まり、栗(九里)より(四里)うまい川越のサツマイモとして広く作付けされるようになった。

平地林(この地方ではヤマという)に植えたコナラ・クスギは、冬に伐り出し、薪として町で売られ生活の糧になっていた。平地林の萌芽更新で出た若木は、元気な数本を残して取り除き、15～20年後に再度伐り出す。一戸で所有するヤマは少なくとも2haはあり、一度に切り出すと20年間は薪が手に入らず燃料に事欠き、収入も途切れてしまう。そこで農家は、ヤマを幾つかに分けて萌芽更新を行った。また、切り開かれた場所にアカマツも植え、水辺の土木工事や家の梁・柱にも使った。あちこちで萌芽更新を行うと隣地との境が不明瞭になり、トラブルを避けるために境界線にサワラ・ヒノキを植えた。今では樹齢150年を越す大木が2列に並んでいる。



写真1—春、ヤマザクラとコブシの花と木々の芽吹き、手前は畑の畔に植えた茶の木



写真2—くぬぎ山に突然現れた大きな穴



写真3—きのこが出なくなった古いホダ木を森に戻す。知恵と工夫を大人から子ども達へと引き継ぐ



写真4—ヒノキを伐って明るくなった所に、スコップを使って赤松の苗を植える幼稚園児

2—里山が消える理由

戦後、燃料が薪や炭から石油やガスに変わり、木を伐らなくなったことで平地林が放置され、萌芽更新で伸びた若い木に棲む生き物も減少している。また堆肥が、安く手軽に使える化学肥料へと切り替える農家が増え、平地林の下刈りが減り、シラカシ・ヒサカキ・サワラの幼木が増えて下草も姿を消している。自然の循環を崩さず上手に維持してきた平地林が、生活様式の変化によってわずか50年で崩れ始めた。

実はもっと恐ろしいことが平地林を襲っていた。農家に相続が発生すると、畑は相続税の対象から除外されるが、平地林や屋敷林には宅地並みに税がかかる。一戸で所有する面積が広大なため、多額の相続税を支払うことになる。戦後の相続税制度変更で全員が相続する権利を有したが、権利を放棄してもらうためには裁判所への届け出が必要で、「ハンコ代」と称して一人当たり500万円以上が必要になることもあり、平地林が売りに出る。木を伐れば平坦地のため簡単に整地ができるが、市街化調整区域のため建物は許可されない。このため墓地や資材置き場と称する産業廃棄物焼却施設が各地に現れることとなった。

3—新住民でも大丈夫

小学校で保護者を対象にした講座「地域の歴史と自然を知ろう」が開かれた。参加者は緑が気に入って移り住んだいわゆる新住民で、鳥や草や虫の名前も知らない人が多い。里山は人間にとって必要であり、絶滅の危機に瀕しているオオタカも棲み、次の世代へ守り伝えていくべき宝物であることを教わる。講座の後、平地林を歩いてみると、資材置き場とは名ばかりで、大きな穴を掘

り、トラックで運び込んだゴミを投げ込み燃やしている。煙突からは真っ黒い煙と炎が立ち上り、鼻を覆う悪臭が当たり一面漂っていた。この体験を契機に、参加者達は武蔵野の平地林を取り巻く悪循環を解決しようと、オオタカや多くの生き物が棲むことが出来る豊かな環境を、次世代の子ども達に残そうとの願いを込めて、この平地林を「おおたかの森」と名付けた。

森の面積はかつての十分の一に減り、各地で分断され今は560haになっているが、東京から30km圏内でこれだけの森が残っていることは奇跡である。埼玉県は森の一部を県条例の「ふるさとの緑の景観地」に指定し、地権者から要請があれば森を買い取る事ができると決めていた。しかし、実際には予算がないという理由で買い取らず、その結果、民間業者に売却され墓地と産廃焼却炉と資材置き場になった。

4—トラストの誕生

(財)埼玉県生態系保護協会の協力で、自然保護運動の専門知識や諸外国の知恵を学び、多くの仲間が増えた。その結果「地主さんも現状を嘆いている」「相続が出たので墓地ができるかも」「資材置き場に大きな煙突ができる」など、各地で起こる平地林の放棄や売却などの状況も把握できるようになった。このことが1994年6月に「おおたかの森トラスト」を発足した契機となった。最初の活動は、木曜日のゴミ拾い。2時間で冷蔵庫、洗濯機、仏壇、オートバイなどがトラック2台分集まった。毎月行っているゴミ拾いは元手が掛からず、人が集まれば手軽にできる。

私達の活動を見ていた、狭山市で茶園を営む仲川幸成さんが「本気で森を守るなら自分のヤマを貸そう。友



■写真5—萌芽更新で得たコナラに椎茸の駒を打ち込むエコクラブのメンバー



■写真6—枯れた赤松を伐り出し、炭焼き燃料用の薪を割る。中学生は薪割りが大好き

達にも声を掛けてみよう」とうれしい言葉をくれた。1994年11月、狭山市内の森3ヶ所の1haについて、保全協定を結んだ。マスコミに「枯れたアカマツで炭を焼き、汚れた河川を救おう」と呼びかけたところ200名を越す人が集まった。2ヶ所の森から枯れたアカマツを伐り出し、炭焼きを始めた。また、川をきれいにして海を救う活動は、毎年、海の日に行っている。狭山市立入間野小学校の学習林として活躍している森もある。

1996年2月、相続で売りに出た所沢市内の森330m²を、募金で集まった1,400万円で購入した。1999年には狭山市内で墓地計画が判明し、埼玉県、狭山市、(財)埼玉県生態系保護協会と私達が購入し、保全作業は「おおたかの森トラスト」が子ども達と一緒にしている。これをきっかけに2000年には「おおたかの森トラスト・子どもエコクラブ」も誕生し、世代を超えた活動が広がり始めた。現在トラストでは、4ヶ所1,340m²を買い、12ヶ所6.7haを借りて保全協定を結び、多くの市民に呼びかけてボランティア活動を行っている。

一方、県も「ふるさとの緑の景観地」を各地に指定し、買い取り面積も増えた。所沢市は平地林に総合運動公園を計画していたが、オオタカの棲息を守るため自然公園に変更し、森はそのまま残った。活動が大きく前進するきっかけとなった仲川幸成さんは、現在、狭山市長として活躍している。

5—負の遺産・くぬぎ山

平地林は「未来の子ども達に誇れる世界遺産だ」と思っている。しかし、ダイオキシン汚染で悪名高くなった「くぬぎ山」は、残念ながら負の遺産といわざるを得ない。おおたかの森で一番大きなくぬぎ山は4つの市町にまたがっている。新興住宅地は僅かで新住民はほとんど住

んでいない。一方、狭山丘陵は市民運動の成果で、近郊緑地保全区域の指定と国・県・市の保護施策が導入され、開発の波はとりあえず止まっている。

活動の原点は、すばらしいと思って入った森で、悪臭と業者に罵倒された悔しさである。県や市町の政策には「武蔵野の雑木林は地域の誇り・宝である」とあり、文学や写真でもいいところだと紹介されて、守られているものと勘違していた。くぬぎ山の周辺は特別農業振興地域で、首都圏でも良好な農産物の生産地帯だが、広大な墓地6ヶ所、産廃焼却炉60本余り、三芳町一般ゴミ焼却炉と道路沿いは倉庫が立ち並び虫食いの状態である。焼却炉周辺の土壌から「ダイオキシン検出」との報道に、一時社会騒動になった。なぜここまでひどくなったのだろうか。

地主は相続税を支払うため平地林を売ったり、産廃業者に土地を貸したりしている。貸して現金が入ってくるなら、と不動産業でもない人が斡旋料を受け取っている。悪臭で市や町に行く「県の管轄だ」と言われる。県に行く「国の法律では問題がない」と言う。三芳町



■写真7—くぬぎ山の産廃跡地で参加者の子どもと植樹する仲川狭山市長

では公有地を産廃業者に売却したことがある。相続以外でも産廃業者に平地林を売る人が後を立たない。

6—自然再生のきっかけ

2001年5月、新聞に「自然を再生することに国のお金を使う」という記事があり、環境省に問い合わせたら「来年度から実施するが場所は未定」とのことであった。担当者と電話で話しているうちに「くぬぎ山を見たい。おおたかの森の活動も見たい」「ではすぐに来て」と意見が一致した。担当者は産廃業者の隣にあった「鳥獣保護区域」の看板を見て「ここにはまだ緑が残っているから、官民が協力して産廃などを移転し、緑を取り戻したら素晴らしい場所になる」「それでは、得意なことを分担しよう」と話し合った。子や孫が幸せに暮せるために環境汚染を食い止め、大切な自然を取り戻そうと真剣に考えている人にめぐり合えて嬉しかった。

2001年6月、おおたかの森の中にある「くぬぎ山」で自然再生事業を実施して欲しいと環境大臣に直接会い、要望書を提出した。7月には「NGO環境政策提言フォーラム」で政府への提言を行い、11月は参考人として参議院環境委員会に出席し、新しく作る「自然再生推進法」では、地域の市民団体も役割を担いたいので計画の段階から参加すべきと発言した。

その後、国がダイオキシンの規制を強化したので、3社を除いて焼却施設は停止した。「緑のくぬぎ山を創る会」は、3社の操業違反を理由に民事裁判を起こした。2002年「くぬぎ山自然再生事業」がスタートしたことを受けて、違反操業を認めた2社とは和解し、煙突の撤去と跡地は狭山市が購入し、他の1社は煙突を自費で撤去し、

くぬぎ山全域の焼却施設は停止した。

県は2002年7月、くぬぎ山自然再生計画検討委員会を設置して「全域を緑地保全地区に指定し、都市公園制度で産廃処理施設などの移転を誘導する」の計画を決定したが、県が報告書としたため、拘束力を持たなくなり、時間切れで検討委員会を終了した。多数の委員が知事に要望した結果、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」が設置され、都市公園制度による施設移転誘導は盛り込めなかったが、152ha全域を首都圏近郊緑地と内117haの特別緑地保全地区指定を了承した。ちなみに117haの広大な面積を緑地保全地区指定は、全国で初めてである。

7—くぬぎ山の失敗を繰り返さないで

全国の里山は国民の宝であるが、ほとんどが私有地で第二のくぬぎ山になる可能性は大きい。国は国土交通省の道路やダムや河川のコンクリート護岸には巨額の予算をつけているが、環境省には今ある里山を残すための予算もない。環境省が国家予算の1%、地方自治体もそれぞれの予算の1%を里山が売りに出た時に買う資金にすれば、全国の里山をこども達に残せる。

おおたかの森の地域には100万人が生活しているので、1%の人が年1回保全活動に参加すると、多くの自然が甦り、里山の利活用の知恵も体験もこども達に引き継げる。手入れは、生物多様性を重視した手法に切り替え、モニタリングをしながら実施していけば、絶滅の淵にたたさされている生き物を救える。くぬぎ山で、破壊された場所にも森をつくる自然再生が始まったことは、いかに里山が大切かを物語っている。



■写真8—暗いヒノキ林でノコギリを使って一本一本木を伐る幼稚園の年少組



■写真9—クワガタの棲家づくり